

やっと
実現した

吉野復興大臣へ福島県農民連直接要請

9月20日福島市内において、吉野復興大臣に福島県農民連として原発事故被害について直接要請を行いました。この要請行動は、今年4月28日、国会の復興特別委員会において参議院の山本太郎議員が福島県農民連の土壤測定資料をもとに質問をしたことから、「皆さんと会ってお話を聞いてみたい」という復興大臣の発言により実現しました。この要請行動には山本太郎議員、岩淵友議員も同席されました。

たった20分間の要請

復興庁はこの要請の打ち合わせで20分間だけしか時間が取れない、マスクの取材、写真撮影は冒頭のみ、参加者は、録音も録画もしないでほしいという密室での条件を付けてきました。これまでの政府要請行動ではそういった規制は一切なく、大臣直接の要請とはいえ前例のない要請行動となりました。根本会長が要請書を手渡し、大臣から挨拶、要請に回答をもらう予定でしたが、大臣から「詳しく皆さんから説明明いたしたい」との返答により、参加者から福島の現状と要求を改めて説明しました。政府の農地土壤測定は、航空モニタリング測定の結果に係数を掛け推計する手法ですが、表面から15cm

農民を被曝から守る法律はない

農地表面汚染が4万ベクレル/m²を超える放射線管理区域が福島県内に多数あることが農民連の測定で明らかになっています。この現実を5年間政府に訴え対策を求めてきました。しかし、厚生労働省は労働者に対しては「除染電離放射線障害防止規則」によって雇用主に定期的な健康診断などの義務が生じるが、農家は自営業者なので、厚生労働省の所管ではなく、ガイドラインがあるので自己責任でやるしかありません。そもそも現実に4万ベクレル/m²を越えていても、「放射線源が特定されていない、仕切られた空間でない」など事故前の基準を持ち出し、被害を認めようとしていません。さらに、除染労働者を対象にした制度の

未来への責任を果たす

今回の復興大臣への直接交渉は、大きな成果はなく「肩透かし」されてしまいました。しかし、現職大臣への直接要請で少しでも風穴を開けたのも事実です。大臣に対して、福島県の農業復興にバイオガス発電などエネルギー生産も組み込むことを提案しました。大臣からは、以前に米からエタノール

の深さまでの1kgあたりの測定結果です。作物への放射性物質の移行について検討するには重要ですが、農地で働く農家の被曝については考慮されていません。さらに農民連の実測と推計値に差異もあります。農民連が測定している1m²あたりの表面密度を測定している機器についても紹介し、国の責任で農地1筆毎の測定を改めて要請しました。これに対して大臣は「たった2分間で測定できるの?」「測定結果にやっぱり違いがあるんだ。測るのは大事だ」と片言の質問のみ。これまでに5年間要請していたことを認識していない様子です。

準用では、今後数十年、土に触れて作業をする農家の被曝の実態とあいません。低線量であったとしても長期にわたり無用の被曝を強いられる福島県の農家は大きなハンディを背負っています。要請に同席した福島大学特任准教授の石井秀樹氏は「放射能汚染に安心できないという地元農業者が確信を持って栽培できるようにするのが重要ではないか」と指摘しました。

被害の実態を認め救済策が必要だという訴えに大臣は「風評被害対策を省庁ごとにやっているけど、なかなか成果が出ていない。パンフレットの作成で終わっている」など他人事のような返答に終始しました。

生産に取り組んだ事例も紹介され、福島復興の提言をすることも実現しています。これらの要求は、農民連だけが求めているものではなく、農協、大学、各政党との新たな連携も進みつつあります。未来への責任を果たすため、要求が実現するまであきらめずに闘う覚悟です。



吉野復興大臣へ福島農業復興の要請書を手渡す根本会長



山本太郎議員、わずか20分の要請に同席していただきました



岩淵友議員、福島県民の思いを大臣に訴える



福島大学特任准教授の石井秀樹氏



土壤放射能測定器

復興大臣 要請内容

1. 農地の航空モニタリングによる放射性物質汚染調査による推計では正確な線量を把握することはできないので、圃場1枚毎の土壤表面汚染マップを作成すること。

2. 国が「放射線管理区域」とする表面密度4万ベクレル/m²を超える農地での健康及び営農への対策が急務である。その対策として、次の施策を求める。

- ①除染労働者は電離則の対象となるが、放射性物質に汚染された農地で働く農民は、除染電離則ガイドラインで自ら被曝を管理することになっている。今後数十年農作業を続け無用の被曝を強いられる農民が、何ら法的に措置されていない。福島県内農家の健康診断、被曝調査、病気発症時の治療費無料化等の施策を行うこと。
- ②放射性物質に汚染された農地は、継続的に被曝を受ける地域である。適正な農業生産活動の維持を通じ、農地の公益的機能（多面的機能）の維持発揮を図るため、農地への賠償措置をとること。

3. 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」によって、農地などの除染が行われているが、いまだに土壤汚染対策法および農用地土壤汚染防止法から放射性物質が除外されている。土壤汚染対策法および農用地土壤汚染防止法から放射性物質が除外規定を削除し、環境基準、規制基準、常時監視体制の整備、違反者への行政処分、罰則を科す法整備を進めること。

農民連フラッシュ flash

協同組合視察

9月8～10日、生消研主催による愛媛県内の先進的協同組合の取組を視察しました。西予市浜地区の「無茶々園」は40年前に有機農産物栽培と産直にいち早く取り組み、海産物販売・加工事業、後継者育成事業などに取り組んでいます。地域で不足している介護事業も手掛け、農家だけでなく、地域住民の要求を実現し、雇用も起こす取組は大変勉強になりました。



コープ東北サンネット産直交流会開催

コープ宮城など東北6県の7生協が加盟するコープ東北事業連合と9月16日に産地交流会を開催しました。生産者のぶどう畑や梨畑でくだもの狩りを行い、鳥川集会所で昼食交流会をしました。多くの生産者が参加し、餅をついたり農家の「かあちゃん」手作りのおにぎりやみそ汁、漬け物を囲み交流しました。



NOTE

青年部の活動、地元の農や食のことをリレーで紹介

若き農業者のつばやき の一と せいねんぶ農人

何の花かわかりますか？
自分のSNSに載せたところ「あざみ」「アーティチョーク」とコメントをもらいましたが、実は秋に旬を迎える、きんぴらや煮物がおいしい根菜、ゴボウの花です。母に教えられ、私も驚きました。
byさとう

